

## 公 告

次のとおり、企画競争について公告します。

令和 5 年 9 月 20 日

全国健康保険協会栃木支部

支 部 長 宮崎 務

### 1 企画競争に付する事項

メタボリスク保有者への行動変容リーフレット作成等業務

### 2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 全国健康保険協会会計細則第 30 条及び第 31 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 4・5・6 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「役務の提供等」の A、B 又は C の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (5) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (6) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあっては、直近 1 年間について保険料に未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあっては、直近 1 年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近 1 年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (8) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (9) 個人情報の適切な取扱いを行っている旨の第三者評価として、プライバシーマーク、ISO／IEC27001、JISQ 27001 のいずれかの認証を取得していること。

### 3 契約候補者の選定

「メタボリスク保有者への行動変容リーフレット作成等業務実施委託に係る企画提案募集要領」に基づき提出された企画提案書等について評価を行い、契約候補者一者を選定する。

### 4 企画競争説明書等を交付する日時及び場所

- (1) 日 時 令和 5 年 9 月 20 日（水）～9 月 27 日（水）
- (2) 場 所 〒320-8514 栃木県宇都宮市泉町 6-20 宇都宮 DI ビル 7 階  
全国健康保険協会栃木支部 企画総務グループ （担当）丸山、芳賀

## 機密性 1

### 5 企画競争説明書等に対する質問の受付及び回答

質問は、電話または FAX（A4・様式自由）により受け付ける。

(1) 受付先 〒320-8514 栃木県宇都宮市泉町 6-20 宇都宮 DI ビル 7 階

全国健康保険協会栃木支部

(契約に関すること) 企画総務グループ 担当：丸山

電話：028-616-1692

(仕様書等に関すること) 保健グループ 担当：芳賀、千葉

電話：028-616-1692

FAX：028-616-1535

(2) 受付期間 令和 5 年 9 月 27 日（水）まで

(3) 回答 令和 5 年 10 月 2 日（月）までに回答する。

### 6 企画提案書等の提出期限等

(1) 提出期限 令和 5 年 10 月 4 日（水）15 時 00 分まで

(2) 提出先 上記 4 (2) に同じ

(3) 提出方法 直接提出（持参）又は郵送とする。郵送の場合も上記 6 (1) の期限までとする。

### 7 企画提案書の無効

本公告に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他競争参加の条件に違反した者の企画書等は、無効とする。

### 8 採否通知

採否通知は、後日速やかに全提出者に通知する。

### 9 その他

詳細は、「メタボリスク保有者への行動変容リーフレット作成等業務実施委託に係る企画提案募集要領」および「企画競争説明書」による。

## 全国健康保険協会会計細則（一部抜粋）

(競争に参加させることができない者)

第30条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させること  
できない。

- (1) 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人で  
あって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第  
二条第二号に掲げる者

(競争に参加させないことができる者)

第31条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事  
実があった後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとす  
る。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若  
しくは数量に関して不正の行為をした者
  - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得る  
ために連合した者
  - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
  - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
  - (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
  - (7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより3年以内の期間を定めて競  
争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用  
人として使用した者
- 2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者につい  
ても競争に参加させないことができる。
- 3 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところに  
よる。